

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 2 月 1 日

月 曜 日

第 4012 号

目 次

告 示

- 保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度 1
- 保安林の指定予定 2
- 合併により設立された土地改良区及び解散した土地改良区 3
- 合併により存続する土地改良区及び解散した土地改良区 4
- 県道路線の認定

公 告

- 特例認定病院の認定
- 応急入院指定病院の指定 5
- 土地改良区の役員の就任

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第49号

保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度について

森林法施行令（昭和26年政令第 276号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成28年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成28年 2 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

単 位 区 域 名	保 安 林 の 種 類	皆伐の面積の限度（ヘクタール）
小 川	水源かん養保安林	174.96
	土砂流出防備保安林	267.62
黒 部 川	水源かん養保安林	291.00
	土砂流出防備保安林	1,111.34

片 貝 川	水源かん養保安林	267.28
	土砂流出防備保安林	428.06
早 月 川	水源かん養保安林	219.70
	土砂流出防備保安林	231.64
常 願 寺 川	水源かん養保安林	392.56
	土砂流出防備保安林	553.80
神 通 川	水源かん養保安林	667.26
	土砂流出防備保安林	510.90
	干害防備保安林	5.92
庄 川	水源かん養保安林	287.06
	土砂流出防備保安林	1,026.20
城 端 地 区	水源かん養保安林	171.48
	土砂流出防備保安林	50.76
小 矢 部	水源かん養保安林	374.14
	土砂流出防備保安林	48.74
氷 見 地 区	水源かん養保安林	14.15
	土砂流出防備保安林	3.54
計	水源かん養保安林	2,859.59
	土砂流出防備保安林	4,232.60
	干害防備保安林	5.92
合 計		7,098.11

富山県告示第50号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 2 月 1 日

1 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市細野字長峯23、才川七字西ケ外1、3、17、小二又字水上谷40、41、51、字左近12、520から531まで、字大谷7から12まで、35、36の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第51号

合併により設立された土地改良区及び解散した土地改良区について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、井田川沿岸土地改良区、保内土地改良区、野積土地改良区、八尾町卯花土地改良区及び八尾南部土地改良区の合併による井田川水系土地改良区の設立を平成28年2月1日付けで認可し、同法第67条第1項第3号の規定により、同日付けをもって井田川沿岸土地改良区、保内土地改良区、野積土地改良区、八尾町卯花土地改良区及び八尾南部土地改良区は解散したので、同法第72条第3項の規定により公告する。

平成28年2月1日

富山県告示第52号

合併により存続する土地改良区及び解散した土地改良区について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第72条第 1 項の規定による大門町土地改良区、庄川右岸中部用水土地改良区の合併により、大門町土地改良区は定款を変更して合併後存続し、庄川右岸中部用水土地改良区は解散した。

平成28年 2 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第53号

県道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第 180号）第 7 条第 1 項の規定により、県道の路線を次のとおり認定する。

その関係図面は、富山県土木部道路課において平成28年 2 月 1 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	備 考
		終 点		
150	魚津入善線	魚津市江口		
		入善町上野		

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

特例認定病院の認定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第21条第 4 項後段及び第33条第 4 項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

平成28年 2 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 精神科病院名 独立行政法人国立病院機構北陸病院
- 2 所在地 南砺市信末5963番地
- 3 認定期間 平成27年11月1日から平成30年10月31日まで

応急入院指定病院の指定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり指定した。

平成28年2月1日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 精神科病院名 独立行政法人国立病院機構北陸病院
- 2 所在地 南砺市信末5963番地
- 3 指定期間 平成27年11月1日から平成30年10月31日まで

土地改良区の役員の就任

杉原土地改良区の役員に次の者が平成27年12月25日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年2月1日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	平 野 誠 一	富山市八尾町中神通 138番地
監 事	福 田 正 一	同 八尾町井田 59番地

